

岩手県契約審議会会議録

開催日時

平成27年9月8日(火) 10:00～11:50

開催場所

エスポワールいわて 1階 小会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 報 告
 - (1) 前回審議会における議事に関する補足説明について
 - (2) 先行自治体における取組例等(特定県契約関係)について
- 4 議 題
 - (1) 条例施行規則(案)について
 - (2) 条例の基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ素案について
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

会議に出席した委員

【委員】

| | |
|--------|----------------------|
| 秋山 信愛 | 税理士・公認会計士 |
| 稲葉 馨 | 東北大学大学院法学研究科教授 |
| 熊谷 隆司 | 弁護士 |
| 佐藤 義昭 | 一般社団法人岩手県経営者協会専務理事 |
| 谷藤 邦基 | 一般財団法人岩手経済研究所主席研究員 |
| 宮本 ともみ | 岩手大学人文社会科学部教授 |
| 八幡 博文 | 日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長 |

欠席した委員

【委員】

なし

事務局出席者

| | |
|-------|-------------|
| 菅原 和弘 | 商工労働観光部長 |
| 高橋 徹 | 雇用対策・労働室長 |
| 工藤 直樹 | // 労働課長 |
| 藤原 隆博 | // 労働担当主任主査 |
| 佐藤 泰宗 | // 労働担当主査 |
| 藤井 博己 | // 労働担当主事 |

平成 2 7 年度
第 2 回岩手県契約審議会

日時 平成 2 7 年 9 月 8 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分
場所 エスポワールいわて 1 階 小会議室

1 開 会

○高橋雇用対策・労働室長 只今から平成 27 年度第 2 回岩手県契約審議会を開催いたします。

雇用対策・労働室長の高橋でございます。暫時進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員 7 名中 7 名全員のご出席をいただいております。県が締結する契約に関する条例第 13 条第 2 項の規定によりまして、会議が成立していることをご報告いたします。

2 あいさつ

○高橋雇用対策・労働室長 それでは、開会に当たり、県の菅原商工労働観光部長からご挨拶を申し上げます。

○菅原商工労働観光部長 委員の皆様、改めましておはようございます。第 2 回岩手県契約審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましてはご多忙のところ、本審議会にご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、県が締結する契約に関する条例に基づきまして、第 1 回の審議会を 6 月に開催し、条例制定の趣旨あるいは審議会の審議スケジュールといったことにつきましてご説明させていただき、また条例に基づく施行規則の案についてもご審議をいただいたところでございます。

県では、その後、条例による施策を全庁的に推進するという観点から、全ての部局等の主管室課、筆頭室課になるわけでございますが、そちらの室長、課長などで構成いたします県契約条例推進会議というものを設けました。また、契約制度を所管しております室課などで構成いたします県契約条例推進会議の幹事会も設置いたしました。こうした推進会議あるいは幹事会といったような場を通じまして、条例に基づく県の取組などについて検討を重ねてまいりましたし、他の先進自治体の事例を調査するといったことなどを行いました。今日お示しいたします取組の取りまとめ素案の作成などの作業を進めてきたところでございます。

本日でございますが、前回ご審議いただきました条例施行規則案を成文化したものとしましてご審議いただくとともに、事務局の方の作業を通じまして作成をいたしました条例に基づく県の取組の取りまとめの素案につきましても、ご審議をいただく予定とされているところであります。併せまして、平成 29 年 4 月までに規則で定める日から施行予定となっております県の契約の相手方から報告を求めることとなる、いわゆる特定県契約の制度に関しまして、先行自治体の取組事例などにつきましてご報告をさせていただきたいと考えてございます。

委員の皆様方にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、条例の目的の達成に向けて有意義な会議となりますようお願いを申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 報 告

- (1) 前回審議会における議事に関する補足説明について
- (2) 先行自治体における取組例等（特定県契約関係）について

○高橋雇用対策・労働室長 次に、議事に入らせていただきます。

本審議会は条例第12条第2項の規定により、会長が議長となって運営することとなっております。これ以降の会議の運営につきましては熊谷会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○熊谷会長 それでは、会議の次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

まず、報告でございます。(1)、前回審議会における議事に関する補足説明について、事務局から説明をお願いいたします。

○工藤労働課長 それでは、私から説明させていただきたいと思います。資料No.1に沿って説明をさせていただきたいと思いますので、資料No.1をご覧くださいと思います。

前回審議会における議事に関する補足説明ということで、まず1頁は、1、県が締結する契約に関する条例の対象となる県契約についてでございます。第1回審議会におきまして、県が締結する契約に関する条例の対象として公営企業の契約が対象になるかというようなご質問をいただき回答はさせていただいたところですが、改めて補足をさせていただきたいということでございます。

まず1頁、県契約の定義としましては知事部局、出先機関を含みます知事部局、議会及び委員会における契約、こちらが知事が締結する契約でございますし、それから医療局、企業局における契約、こちらが地方公共団体を代表して公営企業管理者が締結する契約を指します。それぞれ地方自治法、それから地方公営企業法の規定がこの丸2つに記載しているとおりとなっております。整理しますと下の表のように県の契約には知事が締結する契約、知事部局の本庁、出先機関、それから教育委員会等の分につきましては、知事が予算執行権を有して、知事が契約を締結するということになってございますし、それから公営企業につきましては公営企業管理者が県を代表して締結するということになっておりまして、結果的に県のこういった契約の全てが対象となるということでございます。

次に、資料No.1の2頁をご覧くださいと思います。2頁は、県が締結する契約に関する条例の推進体制についてございまして、前回の審議会におきまして、岩手県契約審議会と既存の組織、例えば岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会という第三者機関がございますが、こういった組織との関係についてご質問をいただいたところございまして、こちらを整理したものでございます。

まず、この2頁の上のところに、岩手県契約審議会が記載されてございますが、所掌としましては、①として、県契約条例による県の契約に関する取組第6条の規定によりまず取組について基本的な方向性をご審議いただき、それから②として、本日この後もご審議いただきますが、県契約条例施行のための規則案についてご審議いただき、ということで、こういった基本的な方向性について契約審議会でご意見をいただいたり、ご審議いただきたいというふうに整理してございます。

そうした基本的な方向性、審議会にお示しいただいた基本的な方向性を踏まえて、具体的な検討につきましては、先ほどの挨拶にもございましたが、県庁の中に全庁的な県契約条例推進会議という組織を設けております。座長を雇用対策・労働室長、それから本庁各部局、委員会等の主管の室課等で構成してございまして、この条例の目的を達成するための総合的な施策等についての協議を行い、それから情報共有等を図るということにしております。それから、推進会議の中に推進会議幹事会という組織を設けて、具体的な必要な事項の調査検討等を行うということにしております。こういった全庁的な組織と、それから既にあります各契約制度の所管の組織が連携して具体的な検討を進めるということにしております。

ということで、まとめますと一番下の※印のところに記載しました県契約審議会によるご意見、基本的な方向性を踏まえて県契約条例推進会議及び幹事会を通じて各契約制度等を所管する室課において、必要に応じ既存の第三者機関、例えば岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の審議等を経て、具体的な検討等を行うというふうにしているものでございまして、こういった進め方につきましては6月に設置しました、先ほどお話しした全庁の県契約条例推進会議においてもこういうふうにして進めようというところで確認をして進めているところでございます。

以上、補足説明でございます。よろしくお願いたします。

○熊谷会長 ありがとうございます。只今の事務局からの報告に対しまして、委員の皆様からご質問等はございますでしょうか。

県契約条例の推進会議ですが、これは実際に何回かこれまで開催されておりますか。それから、今後はどのぐらいの頻度で開催する予定なのでしょうか。同じく幹事会に関しても今までのどのぐらい開催しているのでしょうか。それから、今後行うとすると大体どのぐらいの頻度で開催していくのでしょうか。

○工藤労働課長 まず、県契約条例推進会議の開催についてでございますが、こちらは県庁の各部局、委員会の主管課の課長で構成するというところで、今年6月に設置しましてから7月に全体の会議を開催して、条例制定の趣旨と取組の方向性、それから後でご説明します取組の素案等を取りまとめていくというところの合意形成と協議ということで行っております。ただ、全庁、全部の部局により構成する会議ということで、何回も開催するのは難しいのではないかとということで、まずは合意形成とか方向性の確認のために1回開催いたしました。今年度はあと1回程度、県としての取組の取りまとめを最終的に調整する際の開催が必要と考えてございます。

それから、幹事会の方は逆に条例案、今回の条例が制定される前から条例の具体的な内容等を検討してきた契約制度所管課を中心にしたメンバーでございまして、こちらについては比較的頻繁に、少なくとも月2回ぐらいはこれまでも開催してございます。回数に限らず頻繁に開催し、具体的な中身を検討して、必要に応じて県庁全体の推進会議で情報共有等を図るというふうに考えています。

それから、全体会議については、会合としては年2回ぐらいを想定しておりますが、それ以外は県庁内でメールや文書でのやりとりで情報共有とか、意思形成を図るということで予定しております。

○熊谷会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

- 稲葉委員** 「競争入札審議会」という機関名が資料No.4の3頁の12の取組に出てくるのですけれども、これは適正化委員会を指すものでしょうか。
- 千葉主任主査** 総務室の千葉と申します。よろしくお願ひいたします。
3頁の12の「競争入札審議会」という名称なのですけれども、これは個別の工事を発注する際にどういう入札参加者の資格要件を定めて発注するかというものを検討する、いわゆる内部の審議会となります。
- 熊谷会長** そのほかいかがでしょうか。
どうぞ、佐藤委員さん。
- 佐藤委員** 資料No.1の2頁の右下の方に黒太線枠で囲っています総合評価落札方式入札検証委員会、入札制度改善等検討委員会については、それぞれ総務室の所管ということなのですが、これと適正化委員会との間に太い矢印があるのですが、これは具体的にはどういう関係にあるのでしょうか。
- 千葉主任主査** 総務室からお答えいたします。
大きい枠組みの県営建設工事入札契約入札適正社委員会、第三者機関ということで条例設置ですけれども、こちらは現在の入札、工事請負契約に関する入札契約制度の運用状況がどうなっているかというのを年3回確認するという形になっております。
それから、各契約制度の所管の表に入っている太枠の部分は庁内内部の委員会でございますけれども、総合評価の内容について関係部署から意見を聞いて、こういうふうに直したほうが良いといった提案を受け、そういう中身を制度に盛り込めるかどうかという案を適正化委員会にお示しをしてご意見を頂戴したりします。
それから入札制度改善等検討委員会というのは、最近は開いておりませんが、いわゆる談合とか、色々あったときに県営建設工事に関する入札制度そのものの見直しをしたときにどういうふうに改善していったらいいかというのを検討して、そしてその検討した結果について、適正化委員会に審議をしていただいて、現在の制度を策定しているというような関係でございます。太枠というのは、余り意味はございません。
- 佐藤委員** そうすると、岩手県県営入札工事入札契約適正化委員会と契約審議会との関係について、適正化委員会は年3回ということなのですが、その中で話し合われた事項等について、こちらの契約審議会とのすり合わせとか、調整とかという必要な場面というのは想定されているのでしょうか。
- 工藤労働課長** 契約審議会と県営建設工事入札契約適正化委員会での審議内容等のすり合わせ等についてでございますけれども、想定しておりますのは契約審議会の基本的な方向性をお示しいただいた場合に、それについて県営建設工事入札契約適正化委員会での審議が必要だという場合には、そちらの検討の結果、県として具体的にこういう検討になりましたという報告を契約審議会であることを予定してございます。必要に応じて、内容によってそれぞれ他の第三者機関での検討ですとか、制度所管課での検討が必要な場合にその報告を契約審議会ですべていただくことを予定しております。
- 佐藤委員** わかりました。基本的な理解とすれば適正化委員会は、各論的な部分についてやっていくということによろしいわけですね。
- 千葉主任主査** そうです。
- 熊谷会長** そのほかいかがでしょうか。
- 八幡委員** 今の議論に関連してですが、必要に応じてということだったのです

が、こういう質問が合っているかどうか、契約審議会で議論された方向性の方が優先されるのか、それとも入札契約適正化委員会の方が優先されるのか、その辺の関係がちょっと不明確なので、その辺もしわかれば教えていただきたいと思います。

○高橋雇用対策・労働室長 我々が考えているのは、この審議会では、大きいところを議論していただきながら、県の取組の取りまとめ等も見ていただく、審議いただくという流れになります。それぞれの制度にはそれぞれの所管がございまして、その部分でのつくり込みは整合性が図られるような事務的な進め方をしたいということで、県全体の医療局、企業局等も含んだこういう推進会議等を作って、さらに制度を所管している各課のところで幹事会を持っております。

ですから、今日の審議会にも関係職員が出席しておりますが、契約審議会の意向を踏まえた制度設計になるよう、それぞれの制度所管課のところで議論され、あるいは必要に応じて、例えば2頁の図の真ん中にあるような適正化委員会に諮っていかなければならないというようなものはそういうところに、この審議会で諮られた意見を体したような原案が諮られるというような図式だと思っております。

また、それぞれの制度所管課では、細かい個別な具体の議論を行います。今回、後ほどご説明申し上げますが、県の取組素案の中に、こういう取組を行う、あるいは検討するという項目が出てまいりますので、その措置についてはまた契約審議会の方でも見ていただいて、ご議論いただくというやりとりになるかと思っております。

八幡委員のご質問に誤解を恐れずに直接的にお答えするとすれば、制度所管課の議論の方向性を優先するということになるわけなのですが、それを統括して進め方を見ていただくために、こういった県契約の審議会が置かれていると理解しているところでございます。

○熊谷会長 よろしいですか。

○八幡委員 現時点では、まず。

○熊谷会長 バッティングした場合には、また調整が必要なのだと思いますけれども、こちらの方も条例で決めることですから。いい質問だったと思います。どうもありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○熊谷会長 もしなければ、次に進んでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○熊谷会長 それでは、次に報告事項の(2)、先行自治体における取組例等(特定県契約関係)について、事務局から説明をお願いします。

○工藤労働課長 それでは、説明をさせていただきます。資料No.2をご覧くださいと思います。先行自治体における取組例等(特定県契約関係)についてでございますが、条例の関係条文である第2条第2号と第8条を最初に掲載してございますが、特定県契約に関する規定につきましては、平成29年4月1日までの間に規則で定める日から施行するとされてございまして、この規則案については、次回以降お示ししたいというふうに考えてございますが、まず第2条第2号におきまして特定県契約は、県契約のうち第8条の規定、こちらは次に書いてございます法令の遵守の状況について、規則で定めるところにより特

定県契約の受注者に対して報告を求めることができるという規定でございますが、この規定の適用を受けるものとして、規則でその種類、金額の要件を定めて、それに該当するものを特定県契約とするということにしております。

そういったことから、先行自治体でこういった事業所等から報告を求めている例について、次頁に整理しております。まず、建設工事請負につきましても、予定価格で要件を定めているところが多く、まず予定価格6億円以上としているのが神奈川県川崎市、それから3億円以上が奈良県ということでございまして、奈良県は本県が特定県契約という定義をしている参考にしたものでございますが、奈良県では備考にありますようにこの要件に該当するものを特定公契約と定義をして報告を求めているものでございます。

それから、金額が低く設定されているものとしましては、その下の方に予定価格50万円以上のものについて報告を求めている東京都世田谷区ですとか、こういった金額の要件に該当するものに加えて、特に必要と認めるものを東京都多摩市、渋谷区で報告を求めているということがございます。

次に、業務委託契約では予定価格9,000万円以上が東京都足立区、3,000万円以上が奈良県、千代田区ということでございます。それから、金額が低いもので同じく50万円以上が世田谷区、加えて特に必要と認めるものについて報告を求めている多摩市等がございまして。ちなみに、下線につきましては、業務委託契約のうち対象業務を清掃、警備等、労働者が従事する割合が高いと考えられるものについて対象としているというところでございます。

指定管理につきましても、全てを対象としていますのが千代田区等ですし、奈良県では予定価格3,000万円以上のものについて対象としているものでございます。

それから、備考にありますように、定期報告の書類としては労務者台帳等の提出を求めているところが多いということと、それから対象労働者等から申し出があった場合等、別途調査が必要と認める場合に追加報告を求めたりしている例が多いというところがございます。

そのほかは5頁以降に整理しておりますので、後でご説明をさせていただきます。

次に、2頁をご覧いただきたいと思っております。先行自治体の例に加えまして、本県の契約実績でございます。まず、(1)が県営建設工事の平成22年度以降の推移でございます。ちなみに、本県で条例制定の際に参考にしました奈良県では、先ほどご覧いただいたように報告対象、特定公契約の対象を平成25年度にはこの3億円以上としておりまして、平成25年度にはこの3億円以上が20件あったということでございます。本県の推移を見ますと、平成22年度、棒グラフの一番上の層が5億円以上、上から2番目の層が3億円以上5億円未満ということで、この一番上と下を足したものが3億円以上でございますが、平成22年度で12件、平成23年度、27件、24年度で128件というふうに復興工事の関係と思われるけれども、増えてございまして、25年度も123件、26年度122件というふうに増えているものでございます。ちなみに、下に表を作成しましたのは契約金額が年間10件程度、20件程度、30件程度が該当するとした場合に、逆算するとどのくらいの金額設定になるのかということで整理したのですが、例えば奈良県と同じように20件ぐらいまでを報告対象とするというふうになりますと平成22年度では2億5,000万円でしたけれども、平成26年度では15億8,700万円というふうになっているというものでござい

す。

全体の傾向としまして、復興工事の関係で不調、不落対策ということもあって、例えば現場監督者の配置人数を少なく対応できるとかということのために工事案件をまとめて1件にしているというような対策もあり、件数全体としては減っておりますが、1件当たりの金額は大きくなっているという状況でございます。

続いて、3頁が業務委託契約でございまして、こちらは下の※印にありますような労働者の従事割合が高い奈良県に合わせた業務委託契約数の推移でございまして、奈良県では同じように3,000万円以上については、平成25年度11件と聞いておりますが、3,000万円以上で見ますと、これも棒グラフの上から2つ目までの層が3,000万円以上ですけれども、平成22年度、本県が37件、23年度40件、24年度も40件、25年度42件、26年度45件というふうに、件数だけから見ますと奈良県の3、4倍程度の件数になるということでございます。

それから、4頁は指定管理協定の推移でございまして、こちらも例えば奈良県に比べますと3,000万円以上、奈良県は平成25年度11件となつてございます。うちの県で見ますと平成22年度、これも棒グラフの上から2つ目までの層が3,000万円以上ですけれども、22年度で22件、24年度までが22件、25年度23件、26年度25件というような推移になってございまして、奈良県と恐らく公の施設の数とかの状況の違いもあると思われまますが、2倍程度というような数になってございます。

それから、5頁がそのほかも含めました一覧にしたものでございまして、対象となる契約のほかに、報告の頻度という欄が下の方にございます。例えば奈良県では事業開始日から3カ月経過した日の属する月、事業開始日から3カ月から翌月までに1回、それから初回作成月から6カ月ごとに報告してもらおうというふうに最初に3カ月経過したときと6カ月ごとにその後は報告してもらおう、それから、追加報告については報告書に疑義があるとき等に報告をもらうということにしているようでございます。

その他に多い例としましては、真ん中右のところに東京都多摩市では契約月の月の分について、翌々月10日までに最初に1回、それから中間日に1回、それから履行期間後、業務が終わってから1回というふうに、3回というふうに、3回報告をもらっている例が多いようでございます。

それから、6頁に進ませていただきますと、少ない例としましては、一番右から2番目、東京都世田谷区では契約書提出時に報告をいただくということになっているようでございます。

以上が今まで調査をしたものを整理したところでございますが、このような先行自治体の事例も踏まえながら、事業者から報告を求める条例による特定県契約につきましては、次回以降、規則案をお示ししたいというふうに考えてございまして、それから特に奈良県、川崎市等とは恐らく指定管理協定なり、業務委託なり、管理している施設の数ですとか、あるいは人口とか、いろいろ経済規模とか違いもあろうかと思っておりますので、その辺も引き続き調査をしながら、次回には規則案をお示しできるように検討を進めたいというふうに考えてございます。

以上、説明でございまして、よろしくお願いたします。

○熊谷会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの報告に対しまし

て、委員の皆様からご質問等はいかがでしょう。

どうぞ。

○谷藤委員 この場面で質問するのが適切かどうかちょっと迷うところではあるのですが、特定県契約というもののまず中身ですけれども、2条1号で県契約についての定義があって、それを受けて2号で特定県契約の定義がある。その中で、県契約の中で、県が役務の提供を受ける契約及び県が物件を購入する契約というのがそもそも除かれているわけなのですが、多分この辺はそもそも小口なので、対象にする必要はないという観点だと思うのですが、県が役務の提供を受ける契約というのは具体的にどんなものがあるのか、具体的に言うと県が業務委託する契約とどの程度違うものなのかというあたり、具体的にちょっとお示しいただければと思います。それが1つ。

それから、もう一つ、この資料No.2で、第8条に係る線引きをするための参考資料という趣旨だと思うのですが、線引きは規則マターでやるというのは2条2号に書いてあるわけなのですが、規則というのは頻りに改定することが可能なものかどうなのかというあたり、その2点をちょっと教えていただければと思います。

○工藤労働課長 まず、2点ご質問いただきましたが、1点目、例えば県が役務の提供を受ける契約といいますのは、想定しておりますのは洗濯業務とか、筆耕業務とか、そういったようないわゆるサービスを受ける、個々に受ける契約を想定してございます。

一方、業務委託という場合には個々のサービスというよりは、設備の保守管理業務を一括して委託するというようなものと、警備業務を一括して委託するというようなものでございまして、そういったものを業務委託と捉えてございます。

それから、2点目の規則の改正についてですが、条例で定めなくて規則で定めることにしたという趣旨は、条例ですと県議会の議決を経ることから、基本的に定例会ですと年4回しか議決の機会がないということで、比較的柔軟に内容に応じて見直すというような必要のあるものについては、細部は規則で定めるということになってございますので、条例より規則は必要に応じて定めたり、改正したりということが可能でございます。

ただ、一方では法的安定性というものも規則も含めてございますので、ある程度の限界というものはあると思いますが、比較的条例よりは改正の見直しをするということが考えられるものと認識してございます。

○谷藤委員 とりあえずわかりました、2点目はですね。2点目についての質問の趣旨は、要は今県営建設工事については復興事業の関係でかなり大型工事が増えているという状況ですが、ただ、これがいつまでも続くかといえばそういうことでもなかろうというわけで、であれば基準自体がある程度フレキシブルなものであったほうがいいのかないかという思いがあって、ちょっとそこをお尋ねした次第です。

それから、1点目の業務委託する契約と役務の提供を受ける契約というのが、実は資料No.2の業務委託のところ、真ん中の欄ですね、対象業務云々という中にいろいろ他県の例ですけれども、例示があって、清掃とか警備とか、これが役務の提供を受ける契約とどう違うのだろうという素朴な思いがあったのです。今伺った関係では、そんなに金額が張るようなものではないなとは思ったのですが、具体的にこれ何か定義あるのですか。

- 高橋雇用対策・労働室長 業務委託となると個別のこの業務という委託もあるでしょうが、基本的に委託は仕様書でいろいろ書けるということがありますので、この下線に引いてあるようなもの一つ単体ではなくて、一体とした委託になる場合が多いと。例えばここに書かれてあるような下線にあるものに限るとしたのは、そういった意味での部分かと思っております。役務の提供というサービスの部分で考えれば、個別には確かに当たると思っておりますが、私らの理解では、業務委託とすれば仕様書でさまざま盛り込むことができる、例えばこの管理、いろんな何々をという中で、これも含むというようなものをここで言う業務委託というふうに整理されているのではないかなと思っております。
- 稲葉委員 継続性という要素はないのですか、委託の場合にですね。はっきり分けるのは難しいかもしれないけれども。
- 村井主任主査 出納局の村井といいます。役務といった場合、ある程度単発でやるような場合と、委託になった場合はある程度期間が必要という解釈があると思います。それから、あと役務の場合は人的なサービスが主なものとなりますし、委託であればそれ以外の要素も含んだ形のものといった捉え方をしております。
- 谷藤委員 要は、県が役務を受ける契約というのはあらかじめ特定県契約に入らないという条例で決まっているわけなのですよ。だから、そこの定義がはっきりしないとしり抜けの規定になってしまう危険性があるなというところなのです。そこは常識的に大丈夫ですということなのかもしれないけれども、やっぱり日本語だけ見ていると違いがわからないのです。だから、そこもあらかじめ明確にしておく必要があるのかなと思います。
- 工藤労働課長 なかなかすぐに説明できなくて恐縮ですが、実際にはこの条文の解釈としましては、実は地方公共団体の歳出の支出科目に委託料と役務費というのがあって、実際には役務費というのが単発のクリーニングを一回頼むとか、そういったものが対象になっておりますし、それから委託についてはある期間でいつからいつまででこういう業務を委託するというものがございまして、何が役務費に該当し、何が委託料に該当するかは、実は今日は持ち合わせておりませんので恐縮ですが、法律の解釈とか通達、通知とかで決まっておりますので、それに従って判断するということになります。今日は持ち合わせておりませんでしたので、よろしければ次回ということでご説明させていただきます。よろしく申し上げます。
- 熊谷会長 そのほかいかがでしょうか。
はい。
- 稲葉委員 先ほど不調、不落対策で、併せてといいますか、額を増やすために一括して発注するということがされているために1件当たりの金額が上がっていくというような説明あったと思うのですが、それは高額のものについてそういう現象が生じているのか、それとも額に関係あるといいますか、今比較的、下の方でも例えば5,000万とか、1億未満とか、その辺でも生じているのかという質問が第1点です。
第2点は、細かいことなのですが、5頁の取組例一覧というのがあり、一番下の「追加報告」の欄で、例えば一番左側の列に奈良県では「報告書に疑義があるとき、労働者からの申し出があった場合」となっています。それから、例えば5列目の東京都多摩市では、「労働者等から市に申し出があった場合、調

査が必要と認める場合」となっていて、これは多分書き分けているのだらうと思うのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。要するに、奈良県の場合には疑義があって、申し出があった場合という2つの要件が満たされて、初めて全体の要件が充足されると。多摩市の場合には、申し出があればとにかくやるのだと。それから、調査が必要と認められる場合もやるのだと、そういうふうに読めるのですけれども、いかがでしょうか。

- 千葉主任主査 それでは、1点目のご質問について、いわゆる合併入札と言いますけれども、工事に関する入札不調に関しては資材価格の高騰で県の設計価格と合わなくなっていると、そちらの方は最新の単価を使ってリアルタイムで直していけばいいと。もう1つは、どうしても技術者が不足するということがあります。技術者といった場合には、1つの工事に現場代理人と主任技術者というのは、これは両方で置かなければならないのですけれども、これが工事の件数が増えるとそれだけ技術者も置かなければならない。そういう入札不調があるものですから、例えば近い工事あるいは関連する工事については一本の入札をして、そしてそこは技術者の配置は1人でいいというような形でございますので、結果からいえば金額については関係ないということでございます。平成25年の大雨の災害のときにも河川改修、細かいところがいっぱいあったのですけれども、個別に出すとやっぱり入札不調で、3つを合わせて1本で発注するというような事例もございます。
- 佐藤主査 奈良県の追加調査、立ち入り調査等の要件についてでございますが、こちらの資料には報告書に疑義があり、かつ労働者から申し出があった場合に追加調査、立ち入り調査等をするというように読めますけれども、この2つの要件を満たしている必要はなく、報告書に疑義がある場合、労働者から申し出があった場合、それぞれに対応して立ち入り調査等を行えるということで、記述が間違っておりました。失礼いたしました。
- 熊谷会長 時間の関係もありますので、そろそろこの件ではよろしいでしょうか。最後、はい。
- 秋山委員 今のところに関連するのですが、この報告の頻度などを検討する場合に先行自治体で運用状況といいますか、運用で出てきた課題などを把握する必要があると思うのですが、その辺の情報は入手しているのでしょうか。
- 工藤労働課長 ありがとうございます。次回までの間に、文書あるいは公表されている情報でこういった調査をし、今後具体的な運用状況についても調査をしたいと考えてございます。
- 熊谷会長 たくさんの質問が出ましたけれども、この程度にいたしまして、さまざまな疑問点もありましたので、それらの指摘も踏まえまして、事務局におかれましては、今後特定県契約に関する規則（案）について検討を進めていただくようお願いいたします。

6 議 題

- (1) 条例施行規則（案）について
- (2) 条例の基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ（素案）について

- 熊谷会長 次に、議題に移ります。議題の(1)、条例施行規則（案）について、事

務局から説明をお願いします。

○工藤労働課長 それでは、資料No.3をご覧くださいというふうに思います。県が締結する契約に関する条例施行規則（案）でございますが、これは前回お示しした規則（案）につきまして、県庁内の法規審査担当課の事前審査を経て、内容は変わってございませんが、表現を修正したものでございます。まず、第1条、趣旨の規定は変わってございませんが、第2条につきまして、これは条例第6条第2号の規則で定めるもの、具体的には条例による県の取組の取りまとめの対象としまして、条例で定めているもの、競争入札の参加資格として設定することができるものなどに加えて、規則でそれに追加するものを定めようとするものでございまして、これにつきまして、今回は、いわゆる企画競争随意契約の評価基準、企画設定等の際に競争入札に準じて設定することができるというようなことを想定して表現してございましたけれども、そのほか今後随意契約につきまして、同様に相手方の選定の基準として設定することができるものが生じる可能性があるのではないかと、企画競争随意契約に限る必要はないということで、広く対象を読めますように随意契約の相手方の選定の基準として設定することができるものとするというように修正してございます。その修正の新旧対照につきましては、下の表に記載したとおりでございますが、そのほか随意契約について、前回の案では地方自治法施行令の規定を引用してございましたが、規則レベルでは既に随意契約をそのまま使ってよいということで、そのまま随意契約の相手方の選定の基準として設定することができるものとする表現を修正してございます。

それから、第3条につきましては、これは条例で定める、国民健康保険、国民年金の被保険者の届出義務を課すものとして、規則で定めるものでございますが、前回の表現を修正いたしまして、表の修正前、修正後のような形にしてございます。具体的には、次の2頁に先ほどの第2条関係も含めて、修正理由を記載してございます。

まず、条例第7条第4号に掲げる国民健康保険法、国民年金法の規定によって届け出義務のあるものを明示すると、(1)、国民健康保険法第9条第1項に規定する世帯主又は同法に規定する国民健康保険組合の組合員、(2)、国民年金法第7条第1項第1号に規定する第1号被保険者、このいずれかに該当する受注者及び下請者等とするというふうに表現しますと法律上、届け出義務がある、そして条例上、義務づけられる対象が特定できるということで、こちらを明記することに表現を修正しております。

それから、今回は、同号に掲げる規定云々の届出をした者以外の者と表現してございましたが、これにつきましては、法律上、既に国民健康保険法、それから国民年金法の規定それぞれによりまして、対象から既に除かれていると確認されましたので、条例で改めて除く必要がないということから、この「以外の者」というところを削るという修正をしているものでございます。

3頁以降は、この関係条例の条文の逐条説明でございまして、説明は割愛させていただきますが、最後の9頁に今回の条例と規則の適用関係について、表に整理をさせていただきます。法人、個人事業主、それぞれについて、法人につきましては健康保険法、厚生年金保険法、それから個人事業主の一部の任意加入につきまして、こちらは条例の規定で届出義務が適用になるものでございますが、今回規則の規定によりまして、健康保険法、厚生年金保険法が適用にならない、結果的に国民健康保険、国民年金が適用になる人、労働者につ

きまして、あるいは個人事業主につきまして、届出義務があるのはこの斜線網かけの部分、被保険者の世帯主又は国民健康保険組合の組合員である受注者と、それから第1号被保険者である受注者ということに整理されるものでございます。こういった方々の届出義務について、今回規則で定めるものとしたいということでございまして、その結果、9頁の※2の一番下の、「そのため」というところですが、条例第7条第4号に基づく規則第3条の規定により、先ほど申し上げました次の(1)、(2)に該当する受注者等は、国民健康保険法、国民年金法の規定による被保険者の資格の取得に係る届け出について遵守しなければならないということになるように定めるというものでございます。内容的には変わりませんが、法規審査担当課の事前審査を経て表現を修正させていただきたいというものでございまして、周知期間も見まして、来年28年4月からの施行部分の規則ではございますが、半年程度の周知期間を図れるように今月中または来月初めにはこの規則を制定して交付することとしたいということでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

- 熊谷会長 ありがとうございます。只今の事務局からの説明に対してご質問あるいはご意見はいかがでしょう。
- 佐藤委員 この1頁の新旧対照表でございますけれども、修正前のところでは第2条のところ、事前に企画の競争を行う者、当該企画競争への参加の要件ということで、この企画競争、これをそもそも修正前の段階で入れた趣旨というのはどういうことだったのでしょうか。
- 工藤労働課長 入れた趣旨としましては、条例で総合評価落札方式の際の参加資格要件とかに準じて考えると随意契約の中でも似たものがあると。その似たものというのが企画競争随意契約ということで、相手の企画の内容に応じて判断するというので、そこに参加資格要件とか、評価基準とかを加えられるというのが条例で対象にしている総合評価落札方式に似ているということで、随意契約では企画競争随意契約を想定したものでございます。ただ、前回審議会以降の検討過程において、随意契約で、今想定されるものは企画競争随意契約というパターンだけれども、それに限定する必要はなく、いずれ随意契約の中で相手方の選定の基準というものを設定するものが今後発生すれば、そういったものも対象とするべきではないかということで、企画競争随意契約に限ることなく、広く読める規定に修正したいというものでございます。
- 熊谷会長 よろしいでしょうか。
- 佐藤委員 そうすれば、いずれこの条例の趣旨ではなくて、要は修正後の形で広くやっていくということで理解していいのですね。
- 工藤労働課長 そのとおりです。
- 佐藤委員 要は、条例の趣旨より規則の方で広げるということですか。
- 工藤労働課長 規則で定めるものにつきましては、ある程度条例の対象に準じたようなものを加えるということがそもそも趣旨でございましたので、むしろ今回の修正案のように条例の対象と同じようなものが企画競争随意契約以外にも発生すれば、そういったものも対象とするということで、条例の趣旨に沿った修正と認識してございます。
- 熊谷会長 はい。
- 八幡委員 確認ですけれども、3条の部分で、前回審議会でも多分この9頁の表でいうと右下の部分に、ちょっと白い部分があったような気がしますが、そのの

部分は修正することによって、カバーできるというふうに理解していいのでしょうか。

○**工藤労働課長** ありがとうございます。前回の表は、届出対象になる労働者の方に着目した表にしてございまして、その結果、どうしても条例上、届け出義務を課せられるのが受注者、また下請負者ということになります。一方確認しているところでは、例えば国民健康保険ですと被保険者の世帯主に届出義務があるということで、受注者ではあるけれども、世帯主ではない人にまでは義務づけできないとか、あるいは世帯主だけれども、受注者ではないという人については、労働者本人に義務づけさせられないというのがございます。この表は、あくまでも届出義務のある受注者について整理するところというふうになるということでございますが、前回の表のように労働者の方々がどういうふうになるかということになりますと、やっぱり先ほど申し上げました対象の労働者ではあるけれども、受注者ではないので、条例上義務づけられないという人については白い部分が残るということになります。

○**熊谷会長** その他質問あるいはご意見はいかがでしょうか。
(「なし」の声あり)

○**熊谷会長** なければ、事務局の方から今後どうするかについてどうぞ。

○**工藤労働課長** どうもありがとうございます。それでは、この条例施行規則につきましては、ただいまご説明しました案に沿いまして、今月中あるいは来月初めを目途に公布するように制定作業を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**熊谷会長** それでは、次の議題に進みます。議題の(2)、条例の基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ(素案)について、事務局から説明をお願いします。

○**工藤労働課長** それでは、資料No.4をご覧くださいと思います。こちら条例第6条の規定によりまして、県は条例第3条第1項各号に掲げる契約過程の透明性ですとか、契約関係の従事者の労働条件の確保のために必要な取組について、県の取組を取りまとめるという規定がございまして、それによりまして取りまとめをするということで、その素案を本日お示ししているものでございます。これにつきましては、この条例の第6条の規定が施行になります平成28年4月1日付で公表するように進めたいと考えてございまして、それからこの取りまとめに当たりましては、先ほどご説明いたしました全庁の契約条例推進会議を通じまして、それから細部につきましては、その幹事会で検討、調整して取りまとめたものでございまして、それから長野県等を調査して、そちらで取り組んでいるものについて、取組に含めるように検討したものでございます。

まず、お聞きいただいて、1頁「はじめに」ということではございますが、こちらでは条例が制定されたこと、それから条例で基本理念が定められたこと、そしてこの基本理念の実現を図るために、県が取り組むよう推進することとしてございまして、この県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組の取りまとめは条例第6条の規定によって、取りまとめたものということではございますし、最後の段落では、またこの取りまとめの後においては、県ではこの取りまとめの結果を県契約の締結等に適切に反映させながら、県契約に関する取組及びこの取りまとめの内容を見直していく、これは一度公表して終わりということではなくて、見直しをしていって、条例の基本理念の実現を図っていくということを記載しているものでございます。

それから、2頁以降が具体的なこの取組の取りまとめの内容でございます。まず、凡例でございますけれども、前はイメージということでお示しをしてございましたが、その形に沿って条例第3条の基本理念に沿って整理をしております。そして、凡例につきましては、黒ダイヤモンド（◆）が既に本県で実施している取組、それから白丸（○）が今後実施を検討する取組ということでございます。

その主立ったものについてご説明をさせていただきたいと思いますが、まずI、契約において確保されるべき事項でございますが、条例第3条第1項の規定によって、県契約は、1の契約の過程の透明性ですとか、2の経済性に配慮された上での総合的にすぐれた内容ですとか、3の県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件、こういったものが確保されたものでなければならないということになっておりまして、これに沿ったものでございますが、まず1の①、契約の過程及び内容の透明性では、工事請負契約の◆1、全ての競争入札に係る公告及び入札結果を岩手県公式ホームページに掲載する等を行っているところでございますが、加えて業務委託契約、○5、建設関連業務において、当該年度の一般競争入札に係る発注見込みをホームページで公表することを検討する、それから○6、建設関連業務において、契約件数等を公表することを検討する等を加えているものでございます。

それから、3頁をご覧くださいと思いますが、②の契約の競争の公正性では、◆11、契約の方式は一般競争入札又は条件付一般競争入札を原則とするというようなことを載せてございますが、◆13に予定価格の設定に当たっては最新の設計労務単価、機材等の実勢価格を適正に反映させるということを行っているところでございます。実は先日、労働団体と使用者団体の方々との意見交換をしたところでございますけれども、その中でも労働団体からは、昨年度この条例の制定の検討の過程でも出されましたが、他県の幾つかの市や区、先ほど一覧をご覧くださいのような市や区の公契約条例では、公契約に従事する労働者の賃金について、例えば設計労務単価の90%とするというような賃金の下限額を設定しているという例がございまして、そういったような下限額の設定を求めるといったような意見があったところでございますが、その一方で使用者団体からは県工事だけを別扱いにするというのはちょっと問題があるとか、契約金額を引き上げずに賃金だけを引き上げるのは難しいというようなご意見もあったところでございまして、昨年度までもそのように様々なご意見があって、集約が困難ということで、この条例では県契約の業務に従事する労働者の賃金の下限額を設定する条項は盛り込まれずに、条例の附則で見直し条項を置くことにしているところでございます。

そういったところから、県としてはこの◆13のように予定価格の適正な設定を行うだとか、ダンピング防止に取り組むということで、労働者の適正な賃金を確保していくということで取り組んでいるところでございまして、この◆13もその1つということでございます。

それから、ダンピングの防止ということに関しましては、4頁の真ん中から下のところに2の①、適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止、これがいわゆるダンピングの防止でございますけれども、工事請負契約について、◆33に、入札において低入札価格調査制度を導入し、適切な調査基準価格等を研究するというのを既に行っておりますが、加えて○36、業務委託契約の庁舎等管理業務において、一般競争入札に係る最低制限価

格制度の導入を検討する、あるいは○37、印刷業務などの製造請負契約において、最低制限価格制度の導入を検討するというものとしていただいております。

それから、5頁をご覧いただきたいと思いますが、価格以外の多様な要素の考慮ということで◆39、競争入札参加資格登録の審査において、事業者の工事成績評点等の取組を評価することにしていただいておりますが、加えて業務委託契約の○47では建設関連業務において、配置予定技術者の経験及び能力を評価する簡易総合評価落札方式の実施を検討する等としていただいております。

また、6頁では、3の①、適正な賃金水準の確保ということで、◆57では、競争入札参加資格登録の審査で事業者のコンプライアンス、法令遵守の取組を評価するとしておりますほか、○58、庁舎管理業務において適正な賃金水準を確保するため、実態調査の実施を検討することとしていただいております。この実態調査につきましては、労働団体からもご要望をいただいております。

それから、○59では、適正な賃金水準を確保するため、指定管理者の候補者の選定の審査において、最低賃金を下回らない管理運営計画であることを公募要件とすることを検討することにしていただいております。

こういったことが、県が確保する項目ということでの取組項目でございまして、それから8頁をご覧いただきたいと思いますが、こちらはⅡの県契約において配慮されるべき事業所の取組ということで、条例3条2項におきまして、地域における雇用の確保その他の持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組、それから2の障がい者等の雇用の促進に資する取組その他の社会的な価値の向上に資する取組に配慮されたものでなければならないということに沿って取組を取りまとめたものでございまして、この中では◆70の競争入札参加資格登録の審査において、県内事業者の高校等卒業後3年以内の者の継続雇用を評価することを実践していただいておりますほか、○76では、庁舎管理業務のうち複数年契約に適するものについては、雇用の安定を図るため、その活用の拡大を検討する、あるいは○77では雇用の安定を図るため、指定管理の協定締結期間の拡大を検討するというようなこととしていただいております。

それから、9頁では、②、県内の中小企業者の受注機会の確保ということで、◆78では、県内企業への受注を優先する地域要件を設定することによっていただいておりますが、そのほか業務委託契約で○87、庁舎管理業務において一般競争入札の地域要件等の設定方法について、一部実施済みでございまして、そのほかについても検討する、あるいは県産品の利用促進については、○91で岩手県再生資源利用認定製品の利用に配慮すること、あるいは○92、県産品の利用促進に配慮することについて検討することとしていただいております。

10頁では、④、事業者の有する専門的な技術等の技能又は伝統的な技能の継承ということで○97、建設関連業務の簡易総合評価落札方式で配置予定技術者の資格等を評価することなどを検討する、あるいは○98、専門性のある職員が必要となる施設の指定管理については、候補者の選定に当たり、その専門性を評価する項目も検討する等としていただいております。

そのほか、2、社会的な価値の向上に資する取組として、障がい者等の雇用の促進に関する取組等を掲げていただいておりますし、それから11頁、12頁にかけて、男女共同参画の推進に配慮した事業活動ということで、これは既に取組

んでいるものでございますが、例えば 12 頁の◆118 では、競争入札参加資格登録の審査において、いわて子育てにやさしい企業等の認証、こういった認証制度を県でやってございますが、こういった認証を取得して、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進する事業者の取組を評価するというものとして

いるものでございます。
以上、素案の段階で、まだここに掲げるまでの検討に至っていないものもありますが、全部で 118 項目のうち実施済みのものは 94 項目、それから今後実施を検討するというものが 24 項目ございます。今後さらに検討しながら、次回の審議会でお示しして、4 月 1 日付で、その前に、4 月 1 日前に公表できるように進めてまいりたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○熊谷会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に対しまして、委員の皆さんから質問あるいはご意見はいかがでしょうか。

はい。

○谷藤委員 話が進んでからだとちょっと質問しにくいことなので、再度質問させていただきます。

この文書の位置づけというか、性格ですね、条例の 6 条で取りまとめするのだと書いてあるので、それに沿って策定するというのはわかるのですが、そうするとこの取りまとめたものというのはどういう成果なのか。例えばこれは今こういうことを県がやっています、あるいはやろうとしていますということを単に報告しているものなのか、それとも何らかの規範性というか、誰かを縛るもの、結果的に県を縛るものになるのかというようなあたりですね、その辺はどう捉えたらいいのでしょうか。

○工藤労働課長 ありがとうございます。条例の第 6 条の規定によって取りまとめるものでございまして、その取りまとめた結果を契約の性質、また目的に応じて県契約の締結または履行に際して適正に反映させるものとするという規定でございますので、これは県に対する県の責務というものになりますので、実際にはこの取りまとめについては基本理念の実現を図るための取組をどんどん載せていって、検討するというものについては検討を進めて、実際に契約の締結等に反映させるというようなところでございますので、法的効果としましては、県をある意味縛るものと考えてございます。

○谷藤委員 そうすると、この取りまとめ自体は県としてやるわけですね。そして、例えば毎年改定するのかもしれませんが、例えば先ほど説明のあった 8 頁の◆70 で競争入札参加資格登録の審査において、事業者の高校等卒業後 3 年以内の継続雇用を評価するという項目があるわけですが、これは例えば 5 年以内にしようという話になったときに、この書面自体の改定が必要になるのかどうかといったあたりですね、かなり細かいことまで載っているの、それは書いてあるけれども、とりあえず一片の通知を出すことによって変えることができるのですよというようなものなのか、あるいはこの取りまとめ文書自体を変えていかないとそこは変えられないのかといったあたりですね。こういう形で出てくるのは結構なことだとは思いますが、どこまでこれが規範性を持つのかというあたりは非常に気になる場所なのではないかと。

○工藤労働課長 ありがとうございます。お話をいただきましたので、例として素案の 8 頁の◆70 で言いますと、競争入札参加資格の関係であれば、こういった資格にするといったことについて、別途県として要領なりに定めておりました。

て、そういった実際に定めて取り組んでいるものについては黒ダイヤモンドマーク（◆）で表示しております。

一方、そういった要領等では定まっていなくても、今後検討して、条例とか、規則とか、要領とかを定めるとか、変えるとか検討していくというものについては白丸（○）で表示しているものでございます。条例で定めた例としては、暴力団を県契約から排除することなどがあります。

そういうことから裏返して言いますと、この取組で白丸（○）を書いたからといって、即それが効力を発生するというものではなくて、ここで例えば検討するというふうになったものについては、県で責任を持って、実現するように検討して要領なり、必要であれば規則なり、条例なりの制定も含めて実施に向けて進めていくというようなことでございます。

○谷藤委員 ということは、ここに書かれたから規範性があるわけではなくて、その前提となる規則なり、要領なりというのは別途ある、そういうことなのですね。したがって、ここに書かれているのは、あくまでもその結果を反映したものであると。

○工藤労働課長 はい。

○熊谷会長 他にいかがでしょうか。

佐藤委員さん。

○佐藤委員 例えばこの素案以外の部分でも、ちょっと具体例は出せないのですが、企業ではさまざまな前向きな取組を行っているところがあるような気がするのです。会社のホームページ等を見ると、例えばISOの関係で言うと、ここでは9000とか14000シリーズ、14頁のところに書いてあるのですが、それ以外にも業界の特性によってはかなり独自のものをやっておられるところもあるという部分なのですが、例えばそういう部分については、この条例の中ではどういう評価対象になるのかというあたりをお聞きしたいのですが。

○工藤労働課長 ありがとうございます。そこがまさに先ほど規則の案をご審議いただいたところで、県の条例第6条の規定による取りまとめる取組の対象は条例と、それから今回の規則案の方向で定めるものでございまして、具体的には競争入札の参加資格ですとか、あるいは評価基準とか、そういったところに盛り込むものについてこういった取組に掲げていくということになります。

そこで、例えば、企業のエコマネジメントシステムについては、素案の11頁の◆115で岩手県エコマネジメントシステム運用による購入により環境に配慮した取組の促進に努める、あるいは◆114では競争入札参加資格の審査項目で事業者のISO14000シリーズの認証取得などの環境配慮に関する取組を評価するというふうにしてございます。

こういったものにつきましては、先ほどお話ししたようなそれぞれ競争入札参加資格に関する要領とかを別途定めていって、そちらで企業の良い取組、例えばISO14000以外にもっとこういう取組をやっていて、それを促進した方が良いというふうになればそういった参加資格の要領とかに盛り込んでいくというようなことになります。なので、この条例第6条の期待されるといいますか、望まれるものとしては、そういった企業の良い取組を進めるのを促すような内容について、そういった参加資格審査要領とか、そういうものにどんどん盛り込んでいくと、ここに追加して取組として記載できますので、その取組がどんどんこちらに加えられるといいなと期待しております。

そして、そういった取組を私ども雇用対策労働室だけでは進めにくいという

ことで全庁、全部局での契約条例推進会議を設置して、この条例の理念に沿った取組を全部局でやっていきたいと思いますというところで働きかけているところがございますので、働きかけによって、この取組がどんどん増えていくことを期待しているところがございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。あともう一つなのですけれども、いろいろ取り上げていただいた項目の中には、「医療局及び企業局を除く」とか、最初から除いた趣旨はどういう状況にあるからなののでしょうか、その辺ご説明していただけますか。

○佐藤主査 今のご質問についてお答えいたします。

まず、医療局及び企業局を除くというものの例として、3頁の◆18 をご覧いただきたいと思えます。物品購入に関しまして、1件の見積価格が500万円以上の物品の調達に係る機種、銘柄、契約方法、業者選定を行うとする場合に物品調達審議委員会審議に付し、決定するとありますが、こちらに関しましては医療局、企業局では件数が非常に少なく、物品の調達の審議委員会等を実施していないといえますか、設けていないので、現段階ではこの取組からは医療局と企業局が除かれております。

これ以外に総合評価落札方式等についても医療局、企業局を除いている項目があるのですけれども、同じような理由でございまして、県全体で1,600件ほど県営建設工事あるのですけれども、そのうち医療局、企業局で実施しているものが数十件で、さらにその中から総合評価落札方式に適合するような契約となると、さらに数が少なくなるということで、その制度自体をまだ医療局、企業局では持っておらず、現段階ではやっていないということで、医療局、企業局を除いているという状況でございます。

○熊谷会長 よろしいでしょうか。

○佐藤委員 わかっていて聞いているのですけれども、要はそのままでなく、やはり何かここに書いてある制度に少しでも近づけていくというか、そこら辺の規定みたいなものを入れていければいいのかなと思えます。例えば、県立病院を建てるとしても、今はなかなか災害とかが中心になると思うのですが、将来的には建てかえということで1件100億円とかそういった工事というのも出てきますし、あとは定例的に医療機器について億単位で調達等もやっておりますので、いずれ公正性といった観点など、そういう部分についても、きちんと準じるまではいかななくても、次第に制度を整備していった方がより透明性とか、公正性が確保されるのではないのかなという感じがしております。これは私の個人的意見でございます。

○熊谷会長 事務局いかがですか。

○工藤労働課長 ありがとうございます。いただいたご意見をしっかり受けとめて、そういったことの検討を進めるためにも県契約条例推進会議を全庁で設けたところがございますので、そういった会議でも検討して、年度末なりの取組にすぐにのせられるかどうかは調整によりますけれども、いずれその方向に沿って検討させていただきたいと思えます。

○熊谷会長 それ以外はいかがでしょう。

どうぞ、八幡委員。

○八幡委員 特に6頁の3、適正な賃金水準の確保のことでお話を申し上げたいと思えます。書かれている取組の部分についてはこのとおりだと思いますけれども、この条例そのものの理念というか、趣旨のポイントは、やはり適正な賃金

水準をきちっと確保していくというのが、大きな理念に直結するところだと私は思っておりますが、そういった意味で業務委託あるいは指定管理のところの適正な賃金水準の確保、実態調査を実施するとか、あとは最低賃金を下回らないという管理運営計画ということを公募要件とに書いてありますけれども、最低賃金を下回らないというのは当たり前の話でありますから、これをもう少し踏み越えてといいますか、全体の県の発注するさまざまな委託契約なり、工事契約の部分をしっかりとした水準をある程度確保していくというところが、私は必要なのではないかなというふうに思います。もう少しここは様々意見交換をさせていただきたいなと思いますし、実態調査の仕方も含めてここはもう少し議論していきたいなというふうに思いますので、ぜひその点をご意見として申し上げたいなというふうに思います。

○熊谷会長 意見としてということでしたが、事務局からありますか。

○工藤労働課長 どうもありがとうございます。そういったご意見を踏まえて、今後も引き続き県庁内でも検討を進めたいと思います。ありがとうございます。

○熊谷会長 結局この取りまとめの素案というのは、平成 28 年 4 月 1 日施行ということにあわせて、現時点で取りまとめていくと。すると、あと時代や社会の要請が当然変わってきますから、その点については当然、例えば谷藤委員さんから高校生の 3 年というのをもう少し 5 年とか、それも社会的な要請が煮詰まってくればそういうふうな話もあるので、そういうふうなことも引き続きやっていくということによろしいのですか。推進会議もありますから、それは継続してやっていくような形なのかと受けとめましたけれども、そういうことによろしいのでしょうか。

○工藤労働課長 そのようにご認識いただいていると思います。いずれこの条例の施行にあわせて、県としては条例の基本理念の実現が図られる取組を常に検討していくということでございますし、この取組については、あくまでも例えば平成 28 年 4 月 1 日が条例の施行ですので、その施行日時時点で県の取組、実際にやっているものはこれです、それから今後検討していくものはこれですというふうにお示しするものでございますので、これのタイミングとまた別にそれぞれの制度は見直しは実現をしていくというものがあろうと思いますし、そういった検討状況に応じて、想定しているところでは、毎年度これを取組、例えば平成 29 年 4 月ではこういうところまで進んでいますというようにローリング、見直しをしながら進めていきたいと考えてございます。

○熊谷会長 時間の関係もあるのですが、そのほか皆さんからご意見あれば、どうぞ。

○宮本委員 この案についてということではなくて、運用の考え方についてちょっとお尋ねしたいのですけれども、10 頁以降の条例 3 条 2 項 2 号の取組についてです。先ほども社会的な価値の向上に資する取組を促すためには今後も色々出てくるだろうということなのですが、条例の文言でいきますと、2 項は事業者の次に掲げる取組に配慮というふうになっています。そして、2 号なのですけれども、その他の前にいろいろ具体的に載っていて、取りまとめでは①、②、③、④というふうにして、例えば障がい者その他の就業支援が必要な者の雇用の促進に資する取組とか、あるいは男女共同参画とか、そういうふうに個別に上がっています。

私が危惧するのは、それぞれ評価するというふうに評価項目になっていることが多いのですが、それぞれ個別の評価を総合評価みたいにしてしまうと、例

えば障がい者その他の就業支援が必要な者の雇用の促進に関しては大変よろしい、環境も大変よろしい。だけれども、男女共同参画に関しては劣悪だというようなものが総合評価の時に、それでも評価されてしまうというか、そういう場合に1つの項目が非常に劣悪なのだというようなことに対してはどんなような考え方で臨むことになるのでしょうか。

○小野寺主査 県土整備部の建設技術振興課の小野寺でございます。総合評価に関するご質問ということですが、総合評価はそれぞれの案件に基づきまして得点等を設定しておりますので、一概に言えない部分はあるのですが、1項目だけ極端に落ちたような場合ですと、それに伴いまして得点も下がることとなりますので、現時点では適正に評価されているのかなと思っておりますが、それについては実情を踏まえまして、今後も制度の中で改善等を図っていきたいと考えております。

○宮本委員 例えば9頁で、◆78の優先する地域要件を設定するとか、あるいは◆81の参加要件を設定するというように、設定基準とまではいかないのですが、今の総合評価といったときに、全体の点数が下がるのだから良いということではなくて、最低基準を設定するとか、そんなようなことが、それぞれのここに挙がっている4つの項目についてできないかなというのが私の要望です。総合評価でマイナス点とか、全部足したということではなくて、一つ一つの項目についてある一定基準をクリアしているというような評価の仕方を要望したいと思います。

○熊谷会長 基準点に達しないとだめよというような考え方ですね。

○谷藤委員 総合点がよくても、特定の項目が基準に達してないとだめというのは、そういうのはありますよ。

○小野寺主査 具体的な話になるかと思っておりますので、より詳細な実情をお聞きしまして、ご意見を反映させる方法ということになるのかなと思っておりますので、詳細をちょっとお聞かせいただきたいなと思っております、別な機会にでも。

○熊谷会長 時間の関係もあるのですが、そのほか委員の皆様から質問あるいはご意見等はいかがででしょうか。よろしいでしょうか、そろそろ。
(「なし」の声あり)

○熊谷会長 それでは、様々なご意見もございましたので、事務局の方からお願いいたします。

○工藤労働課長 色々なご意見いただきまして、本当にありがとうございます。それでは、この条例第6条によります県の取組の取りまとめにつきましては、いただいたご意見を踏まえて、さらに検討等を進めさせていただいた上で、次回の審議会でもた案をお示しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○菅原商工労働観光部長 本日も前回と同じく非常に活発なご議論、ご意見賜りまして、大変ありがとうございました。この条例、規則の関係につきましては、いずれ曖昧な部分をきちんと整理していくという作業が必要かなと思っておりますので、本日質問として出されましたことにつきましては、今回の審議に関する補足説明のような形で、また次回の審議会でも説明し、曖昧さをなくしていきたいと思っております。

また、基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ、こちらにつきましても多種多様、幅広いご意見をいただきました。実は、この県の契約に関する条例のほかに、時を同じくしまして中小企業振興条例というものも県で制定いた

しました。所管の部局も当部でございまして、そちらの方では中小企業を振興するための基本計画をつくることになっておりまして、現在その基本計画の策定作業を進めてございます。こちらの審議会に比べまして、そちらの検討は若干タイミング的に遅れているのですが、その中でもやはり中小企業振興の観点から見ても、県契約条例の中身の実質的な運用が中小企業振興にも非常に深く結びついていると私は感じました。そのような観点からも、県契約条例の適切な運用、それがまた県内の大多数を占めております中小企業の振興、そういうものにも結びつくように色々これからも検討を重ねていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

5 その他

○熊谷会長 それでは、次にその他でございませけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○熊谷会長 事務局はいかがででしょうか。

○工藤労働課長 では、私の方からは次回の審議会の開催についてでございますけれども、この県の取組の取りまとめについて、4月までに固めるということを検討する必要もありますので、来年になりますけれども、1月下旬から2月上旬ごろということで、別途またメール等で日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○熊谷会長 それでは、以上をもちまして議事を閉じさせていただきます。進行は事務局にお返しいたします。

6 閉 会

○高橋雇用対策・労働室長 委員の皆様、熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。本日の会議はこれをもちいたしまして閉会といたします。ありがとうございました。